

ご旅行条件

このパンフレットは、旅行業法12条の4及び5による説明書面、契約書面の一部となります。

■旅行代金に含まれるもの

- ①旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（普通席）
- ②旅行日程に明示した宿泊の代金及び税・サービス料、食事の代金及び税・サービス料、観光の代金（入場料金・ガイド料金）
- ③添乗サービス代金
- ④団体行動中の心付け
※上記旅行サービスをお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。
- ⑤傷害、疾病に関する医療費（傷害、疾病保険料等）

■旅行代金に含まれないもの

- 前項の他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- ①自由行動中の見学科、食料料、交通費等
 - ②クリーニング料、電話料金、メイドに対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
 - ③ご希望者のみ参加されるオプションツアーの旅行代金
 - ④ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

■お申込み条件

- ①20歳未満の方がご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。
- ②身体に障害のある方、健康を害している方はその旨をお申出下さい。
団体行動に支障をきたすと当社が判断する場合は、お申込みをお断りさせていただくか、同伴者の同行を条件とさせていただく場合があります。

■お申込み方法と契約の成立・旅行代金のお支払い

- ①申込書に所定事項をご記入のうえ、旅行代金の全額を添えてお申込みいただきます。
- ②電話・郵便・ファクシミリ等の通信手段にてお申込みの場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と旅行代金の全額のお支払いが必要です。期間内に旅行代金のお支払いがなされなかった場合は、お申込みはなかったものとして取扱います。契約は、当社の承諾と上記の旅行代金の受理をもって成立するものとします。

■最終日程表

確定した運送・宿泊機関名等が記載された最終日程表（確定書面）は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日までに交付します。なお、期日前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

■旅行契約内容・旅行代金の変更

- ①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することもあります。
- ②著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知します。減額する場合は運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。なお、払戻すべき金額が生じる場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。

■取消料（お客様による旅行契約の解除）

- ①お客様はいつでも次に定める取消料（お一人様につき）をお支払いいただいて、旅行契約の解除をすることができます。この場合、既に取受している旅行代金から所定の取消料を差し引き払戻しいたします。
- ②なお、取消日とは、お客様が当社の営業日、営業時間に解除する旨をお申し出いただいた日とします。
- ③次の場合は取消料はいただきません。
 - (a) 契約内容に下記「旅程保証」の変更補償金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変更があったとき。
 - (b) 著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改定によって旅行代金が増額されたとき。
 - (c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - (d) 当社が最終日程表を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日までに交付しなかったとき。
 - (e) 当社の責に帰すべき事由により当初の日程どおりの旅行の実施が不可能になったとき。

解除期日	取消料
旅行開始日の前日から起算して14日前まで	旅行代金の40%
旅行開始日の前日	旅行代金の60%
旅行開始後または無連絡不参加	旅行代金の100%

※払戻し期日

旅行開始前の解除・・・解除の翌日から起算して7日以内
旅行開始後の解除・・・契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内

■当社による旅行契約の解除

次の場合、当社は契約を解除する場合があります。お客様の旅行代金の不払い、申込条件の不適合、病氣、団体行動への支障、当社の関与し得ない事由により旅行の円滑な実施が不可能なとき等。

■最少催行人員

20名。これに満たない場合、旅行を中止することがあります。その場合、旅行開始日の前日から起算して13日目に当たる日より前に連絡させていただき、お預かりしている旅行代金の全額をお返しします。

■旅程管理等

当社は安全で円滑な旅行の実施の確保に努めます。お客様は団体行動中、当社係員の指示に従っていただきます。

■当社の責任

当社は、当社が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。

■お客様の責任

当社はお客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申受けします。

■特別補償

当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）別紙の特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

■旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更（次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置）が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外となります。変更補償金の額は旅行者お一人に対し、一募集型企画旅行につき旅行代金の10%を限度とします。又、変更補償金の額が1,000円未満の場合はお支払いしません。当社はお客様の同意を得て変更補償金の支払いを物品・サービスの提供に替えることがあります。

変更補償金の支払い対象となる変更	一件あたり率（%）	
	旅行開始前	旅行開始後
本パンフレットに記載した		
(1) 旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
(2) 入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
(3) 運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の合計金額が当初の合計額を下回った場合に限ります）	1.0	2.0
(4) 運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
(5) 旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
(6) 宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
(7) 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
(8) 前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■旅行条件基準日

この旅行条件は2017年7月1日を基準としています。また旅行代金は2017年7月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。

■その他

当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

（兵庫県知事登録旅行業第2-139号）

旅行企画・実施：加藤汽船トラベルサービス

兵庫県神戸市中央区新港町3-7
（社）全国旅行業協会正会員

お問合わせ・お申込みは
(078) 327-3030 担当：渡邊

土・日・祝日を除く 10:00～17:00

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、旅行業務取扱管理者にご質問下さい。